

山梨県公報

第二千七百十七号

平成二十九年

七月三十一日

月 曜 日

目次

○ 土壤汚染対策法に基づく措置区域の指定の解除	五五三
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除	五五三
○ 電線共同溝を整備すべき道路の指定	五五三
○ 浸水想定区域等の決定	五五四
○ 都市計画事業の事業計画の変更認可	五五四
○ 建築基準法に基づく道路位置指定	五五四
○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	五五四
○ 平成二十九年製菓衛生師試験の実施	五五四
○ 水防法に基づく水防警報をする河川の指定	五五六
○ 公安委員会	
○ 信号機の設置等交通規制の告示の一部改正	五五六

告示

山梨県告示第二百三十三号

土地が特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域として平成二十六年山梨県告示第二百四十二号により指定した区域の一部及び平成二十八年山梨県告示第二百八十六号により指定した区域の全部について、土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第四項の規定により、その指定を解除する。その関係図面は、山梨県森林環境部大気水質保全課及び山梨県中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年七月三十一日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 指定を解除する区域 甲斐市中下条字東河原二千番一の一部
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基

準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 指定を解除する区域において講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

山梨県告示第二百三十四号

土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として平成二十六年山梨県告示第二百四十三号により指定した区域の一部及び平成二十八年山梨県告示第三百八十七号により指定した区域の全部について、土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第三十一条第二項の規定により、その指定を解除する。その関係図面は、山梨県森林環境部大気水質保全課及び山梨県中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年七月三十一日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 指定を解除する区域 甲斐市中下条字東河原二千番一、二千五十七番六、二千五十八番三及び二千五十九番三の各一部並びに二千五十七番七の全部
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 指定を解除する区域において講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

山梨県告示第二百三十五号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定した。

平成二十九年七月三十一日

山梨県知事 後 藤 斎

道路の種類	路線名	区 間
県道	甲斐中央線	甲斐市富竹新田字上北裏二五六番地先から 甲斐市富竹新田字大明神河原一五六八番一地先まで